

別表十二(十二)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

当 期 積 立 額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額		7	円
積 立 限 度 額		2			日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額		8	
〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕					同上以外の場合による 益 金 算 入 額		9	
					計 (8) + (9)		10	
積 立 限 度 超 過 額 (1) - (2)		3			当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)		11	
累 積 限 度 超 過 額 の 計 算					差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)		12	
			累 積 限 度 超 過 額 (5)		13			
差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)				期首社会・地域貢献準備金の金額				
累 積 限 度 超 過 額 (4) - 1 兆円								
限 度 超 過 額 合 計 (3) + (5)		6		差 額 の 明 細	期 分	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
				前 期 分 以	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19		

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58の2第1項」
②区分番号に、「10200」
③当該別表十二(十二)11欄の金額(円単位)
を記載してください

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合
には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58の2第1項」

②区分番号に、「10200」

③当該別表十二(十二)11欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(十二) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1212